

(案)

令和4年11月 日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市環境審議会
会長 篠原 亮太

池田2丁目環境保護地区の指定の変更及び解除について（答申）

令和3年（2021年）12月22日付け環政発第546号で諮問のあったことについて、当審議会では、熊本市環境審議会規則第7条に基づき、「自然環境部会」に付議し、その検討結果をもとに、慎重に審議を行いました。

その結果、池田2丁目環境保護地区の指定の変更及び解除については、諮問のとおりとして差し支えないとの結論を得ましたので答申します。

ただし、今回と同様に土地所有者からの申出により、今後、環境保護地区が指定解除され、減少することが懸念されるため、熊本市における環境保護地区のあり方や制度について見直しを検討されたい。